

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○公共測量の実施(八件)……………  
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………

### 告示

○東京海区におけるかご漁業の制限……………

## 告示

### ●東京都告示第九十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、多摩市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 多摩市
- 二 測量の種類 公共測量(現地測量(数値地形図作成))
- 三 測量の区域 多摩市市内
- 四 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

### ●東京都告示第千号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(MMS計測)
- 三 測量の区域 大田区田園調布本町、南雪谷二丁目、北嶺町、東嶺町、西嶺町、田園調布南、鶴の木一丁目、鶴の木二丁目、鶴の木三丁目、南久が原二丁目、下丸子三丁目、下丸子四丁目及び千鳥三丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年五月十九日から令和四年二月十五日まで

### ●東京都告示第千一百号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区豊島六丁目、豊島七丁目、豊島八丁目、西ヶ原二丁目及び上十条五丁目各地内

- 四 測量の期間 令和三年五月十五日から令和四年三月十五日まで

### ●東京都告示第千二百号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区西蒲田七丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年六月七日から令和四年一月三十一日まで

### ●東京都告示第千三百号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)
- 三 測量の区域 狛江市東野川一丁目、元和泉一丁目、岩戸南四丁目及び西野川四丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年六月十四日から同年十月三十日

まで

●東京都告示第千四百号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都水道局長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 三 測量の区域 奥多摩町原、東大和市多摩湖六丁目及び多摩湖四丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年六月八日から令和四年三月三日まで

●東京都告示第千五百号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(細部図根測量)
- 三 測量の区域 江東区潮見二丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年七月十四日から令和四年二月十五日まで

●東京都告示第千六百号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目及び松庵一丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年六月十四日から令和四年二月二十八日まで

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるかにかご漁業(以下「この漁業」という。)については、次のとおり制限する。

令和三年九月九日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

- (禁止操業)
- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
  - (一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業
  - (二) 令和四年四月一日から同年十月三十一日までの操業(承認操業)

二 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の三区域とする。

- ア A区域 大島陸岸から六海里以内の水域
- イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸から九海里以内の水域
- ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から十海里以内の水域

(二) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、B区域六隻及びC区域四隻を上限とする。

(三) 種類及び大きさの制限

甲幅十二センチメートル以下の「たかあしがに」については、採捕してはならない。

(四) 使用漁具

この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、次のとおりとする。

- ア かごの大きさ
  - 高さ 百センチメートル以内
  - 直径又は幅 二百センチメートル以内
- イ 持ちかご数 一隻につき二十個以内
- ウ 網目 かごの網目の目合四寸目(二・二・二センチメートル)以上
- エ 浮標綱(瀬縄)は、ワイヤロープ以外のものを使用する。
- (五) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに委員会の交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(六) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(七) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、この漁業に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和三年十一月一日から令和四年十月三十一日までとする。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

